

<入院時生活療養費の標準負担額（令和8年6月から）>

- ・療養病床に入院する65歳以上の方については、食費および居住費として、所得区分や医療の必要性に応じて以下の標準負担額をご負担いただきます。
- ・所得区分の確認状況等により、適用される負担額が異なる場合があります。ご不明な方はご加入の保険者（市・区役所、健康保険組合等）にご確認ください。

区分		標準負担額					
		医療の必要性が低い方 （医療区分1）		医療の必要性が高い方 （医療区分2・3）		指定難病患者	
所得区分	入院期間	食費（1食）	居住費（1日）	食費（1食）	居住費（1日）	食費（1食）	居住費（1日）
一般（住民税課税世帯）		550円	430円	550円	430円	330円	0円
・70歳未満で住民税非課税 ・70歳以上で低所得2 ※1	過去1年間の入院期間が90日以内	270円	430円	270円	430円	270円	0円
	過去1年間の入院期間が90日超	270円	430円	220円	430円	220円	0円
70歳以上で低所得1 ※2		160円	430円	130円	430円	130円	0円
境界層該当 ※3		130円	0円	130円	0円	130円	0円

※1 低所得2：世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の方

※2 低所得1：世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の方

※3 境界層該当：65歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、食費及び居住費について1食130円、1日0円に減額されたとすれば生活保護を必要としない状態になる方